

特定非営利活動法人日本歯科保存学会

歯科保存学領域における研究の利益相反（COI）に関する指針

（目的）

第1条 特定非営利活動法人日本歯科保存学会（以下、本学会）は、会員などに、本学会事業などに関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体（以下「企業・組織や団体」という）との経済的な関係を、一定の条件下で開示させ、会員などの利益相反（conflicts of interest: COI）状態を適正にマネージメントすることにより、社会に対する説明責任を果たし、さらには会員による歯科保存学領域における研究の公正性や中立性を担保することを目的に、本学会のCOIに関する指針（以下、本指針）を策定する。

（対象者）

第2条 本指針の対象者は、COI状態が生じる可能性がある以下の者とする。

- (1) 本学会の会員
- (2) 本学会の学術集会や機関誌などで発表する者
- (3) 本学会の役員（理事長、副理事長、常任理事、理事、監事）、学術大会大会長、次期大会長、次々期大会長、各種委員会の委員長、特定の委員会（編集委員会、研究活性化委員会、倫理委員会など）の委員、暫定的な作業部会（診療ガイドライン小委員会など）の委員、その他これらに準ずる者

（対象となる事業活動）

第3条 本学会が行うすべての事業活動に対し、すべての参加者に本指針を適用する。特に、下記の活動を行う場合には、特段の本指針遵守が求められる。

- (1) 本学会が主催する学術集会等での発表
- (2) 本学会発刊の機関誌等での発表
- (3) 診療ガイドライン、マニュアル等の策定
- (4) 臨時に設置される委員会、とくに調査委員会、諮問委員会等での作業
- (5) 企業・組織や団体が主催する講演会、セミナー等での発表

（申告すべき事項）

第4条 対象者は、歯科保存学領域における研究に関与する企業・組織や団体との経済的な関係について、以下の(1)～(8)の事項において本指針の細則に定める基準を超える場合には、所定の書式に従い、COIの状況を本学会理事長に自己申告するものとする。

- (1) 企業・組織や団体が提供する研究費（受託研究、共同研究、寄付金等）
- (2) 企業・組織や団体の役員、顧問職などへの就任
- (3) 企業・組織や団体が提供する寄付講座への所属あるいは兼任
- (4) 企業の株式・証券等の保有
- (5) 企業・組織や団体からの特許権などの使用料
- (6) 企業・組織や団体から、会議の出席(発表)に対し該当者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料・謝礼金等)
- (7) 企業・組織や団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- (8) 企業・組織や団体が提供する、上記以外の旅費(学会参加等)や贈答品等の贈与

（COI委員会）

第5条 本学会が実施するすべての事業において会員などのCOI状態を公正に管理するために、COI委員会を設置する

2. COI委員会の所掌事項は、以下のものとする。

- (1) COI状態にある会員個人からのあらゆる質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む）
- (2) COIの管理ならびに啓発活動に関すること
- (3) COIに関する調査、審議、審査およびマネジメント、改善措置の提案、勧告に関すること

（実施方法）

第6条 本学会会員は、歯科保存学領域における研究の成果を学術集会や機関誌などで発表する場合、当該発表に関わるCOI状態を、本指針の細則に基づき所定の書式に従って適切に自己申告し、開示する義務を負うものとする。本指針に反する事態が生じた場合には、COI委員会で調査、審議し、理事会に上申する。

2. 第2条(3)で規定する本学会の役員等は、本学会に関わる事業活動に対して重要な役割と責務を担うことから、就任する時点で所定の書式に従い、当該事業に関わる利益相反の状況についてCOI自己申告書を提出するものとする。また、就任後、新たにCOI状態が発生した場合には、同様にCOI自己申告書を提出するものとする。

3. 理事会は、本学会の事業を遂行する上で、第2条(3)で規定する役員等に重大なCOI状態が生じた場合、あるいはCOI状態の自己申告が不適切であるとの疑いが生じた場合、COI委員会に諮問し、その答申に基づいて改善措置などを指示することができる。

4. 本学会学術大会の大会長は、当該事業において歯科保存学領域における研究の成果が発表される場合、その発表が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には、発表の差し止めなどの措置を講ずることができる。なお、この措置に際して、大会長はCOI委員会に諮問し、その答申に基づいて当該発表者に対し改善措置などを指示するものとする。

5. 編集委員会は、研究の成果が本学会機関誌に投稿された場合、その内容が本指針に沿ったものであることを検証し、本指針に違反する場合には、掲載を差し止めるなどの措置を講ずることができる。なお、この措置に際して、編集委員長はCOI委員会に諮問し、その答申に基づいて、当該論文投稿者に対しその旨を通知するものとする。この場合、速やかに当該論文投稿者に理由を付してその旨を通知する。当該論文の発表後に本指針に反していたことが明らかになった場合には、機関誌等に編集委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの対処についてはCOI委員会で審議し理事会に答申し、理事会の承認を得て実施する。

（違反者への措置）

第7条 理事会は、本学会が別に定める細則により、本指針に違反する行為に関して審議する権限を有しており、COI委員会に諮問し、答申を得たうえで、理事会で審議した結果、重大な指針違反があると判断した場合には、その違反の程度に応じて一定期間、次の措置のすべてまたは一部を講ずることができる。

- (1) 本学会が開催するすべての講演会での発表禁止
- (2) 本学会の刊行物への論文掲載禁止
- (3) 本学会の役員等に対する委嘱を撤回、あるいは就任禁止
- (4) 本学会の理事会、委員会、作業部会への参加禁止
- (5) 本学会の評議員の解任、あるいは評議員就任禁止
- (6) 本学会会員の資格停止、除名あるいは入会の禁止

(不服の申し立てへの対応)

第8条 前条の措置を受けた者は、本学会に対し不服申し立てをすることができる。本学会が不服申し立ての審査請求を受けた場合は、速やかに不服申し立て審査委員会において審議を行ない、その答申を理事会で協議したうえで、その結果を不服申し立て者に通知する。

(社会への説明責任)

第9条 本学会は、自ら関与する事業において発表された歯科保存学領域における研究の成果について、重大な指針違反があると判断した場合には、理事会の協議を経て、社会に対する説明責任を果たす。

(細則の制定)

第10条 本学会は、本指針を運用するために必要な細則を制定することができる。

(指針の改正)

第11条 本指針は、社会的影響や産学連携に関する法令の改変ならびに医療および臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させる必要がある場合、COI委員会の答申に基づく理事会の議を経て改正することができる。

附則

この指針は、平成27年6月24日に制定し、同日から二年間の試行期間の後、平成29年6月24日より施行する。